別　紙

有償で貸し付ける道有地

１　対象物件

倶知安町北６条西５丁目１番１　　１，１００㎡ のうち必要な面積＜別添図面参照＞

貸付料　㎡当たり年 約５４３円

※４（３）に基づき試算した額

試算額については、令和５年９月現在で試算したものであるため、今後、相続税課税標準価格の上昇等により、貸付料が上昇する可能性があります。

２　貸付面積

対象物件の面積の範囲内において、提案者が企画提案すること。

３　留意事項

・建設する賃貸借物件に係る電気、ガス、水道、取付道路等の敷設については、借受者の負担とする。

・貸付する土地については、北海道職員が入居する住宅の用途以外の使用を禁止する。

４　貸し付けに関する条件

（１）貸付方法

地方自治法第２３８条の５第１項に基づく普通財産の貸付とする。

（２）貸付期間

契約締結の日から３０年間

（３）貸付料

ア　貸付料は、「第一種普通財産貸付事務取扱要領」に準じ、「第二種普通財産貸付料算定基準」により算定した額を貸付料の年額とする。

【第二種普通財産貸付要領・第二種普通財産貸付料算定基準第１の１の（２）〔土地の貸付で⑴貸付期間が1月に満たない場合又は駐車場その他の利用に伴って貸付ける場合に掲げる以外の場合〕】

貸付面積の前年分の相続税課税標準価格×３／１００（住宅用）

（※）貸付期間に１年未満の端数がある場合は、当該貸付料の額は月割計算とし、月額をもって契約した場合において１月に満たない期間の月があるときは、その月の分は日割計算によるものとする。

イ　貸付料の年額は、３年間据え置くものとし、３年後に改定する。

ただし、経済事情の変動その他の事情により貸付料の額が不適当となった場合は、随時改定する。

ウ　貸付料は、道が発行する納入通知書により、指定する期日（以下「納入期限」）までに納入すること。

エ　納入期限までに納入しない場合は違約金を徴するものとする。

（４）その他の費用

契約締結に要する費用、また、当該用地の整備及び維持管理等にかかる費用については、貸付料とは別に借受者の負担とする。

（５）　使用上の制限等

借受者は、道の承認を得ないで、貸付対象物件の貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他使用又は収益を目的とする権利を設定することはできない。

（６）借受者の義務

ア　借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付対象物件を使用すること。

イ　借受者は、法令や道条例及び規則等を遵守すること。

ウ　借受者は、貸付対象物件を事業計画（企画提案）の目的用途以外に使用してはならない。

エ　借受者には、貸付対象物件を使用して行う事業に伴う一切の責任があること。

オ　借受者は、道が貸付対象物件の管理上必要な事項を借受者に通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。

カ　借受者は、貸付対象地の使用に当たっては、近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮すること。

キ　借受者は、借受者の負担により、道有地借受表示看板を設置しなければならない。

ク　借受者は、事故防止処理等については、借受者の責任において万全を期し、事故等があったときは、その責任において処理しなければならない。特に車両の出入りに伴う交通事故や火災発生に十分注意すること。

ケ　借受者は、借受地内清掃を行い、環境の整備、保全に努めること。

コ　借受者は、天災その他の事由により貸付対象物件に異動が生じたときは、速やかに道に報告すること。

（７）事業計画（企画提案）の変更

借受者が事業計画（企画提案）を変更しようとする場合は、あらかじめ道の承認を得なければならない。

（８）実地調査等

ア　道は、必要があると認めるときは、貸付対象物件の使用状況に関し、借受者に対する調査又は資料等の提出、若しくは報告を求めることができる。

イ　借受者は、正当な理由がない限り、前項の調査又は請求を拒んではならない。

（９）契約の解除

道は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することがある。

また、この場合、道又は第三者に損害を与えたときは、すべて借受者の責任でその損害を賠償しなければならない。

ア　借受者が(5)記載事項に違反、あるいは(6)記載事項の義務を果たさない場合

イ　借受者が事業計画（企画提案）に基づく事業を行わなかったとき又はその用途に使用することをやめたとき。

ウ　借受者の故意又は過失により貸付対象物件の全部又は一部を滅失又はき損したとき。

エ　道が貸付対象物件を、公用又は公共用に供するため必要とするとき

(10) 有益費等の請求権の放棄

借受者が貸付対象物件に投じた改良費等の有益費又は修繕費等の必要費については、道に請求することができない。

(11) 貸付期間終了後の条件等

ア　借受者は、貸付期間が終了するまでに、また、(9)により契約を解除された場合は、道が指定する日までに道に貸付対象物件を返還しなければならない。

イ　この場合、借受者は、自己の負担で貸付対象物件を原状に回復しなければならない。

ウ　この場合、借受者は道に対し、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求をすることができない。

(12) 連帯保証人

借受者が契約締結をしようとするときは、道は債権保全のため、連帯保証人(人的担保)を徴するものとする。

なお、連帯保証人については、法人とする。

有償貸与する土地について（倶知安町・10戸）

○所　在　地　　倶知安町北６条西５丁目１－１　　※振興局まで約２㎞
○種目別用途　　第一種中高層住居専用地域
○地　　目　　宅地
○貸 与 面 積　　１，１００㎡のうち必要な面積

【土地の位置図】

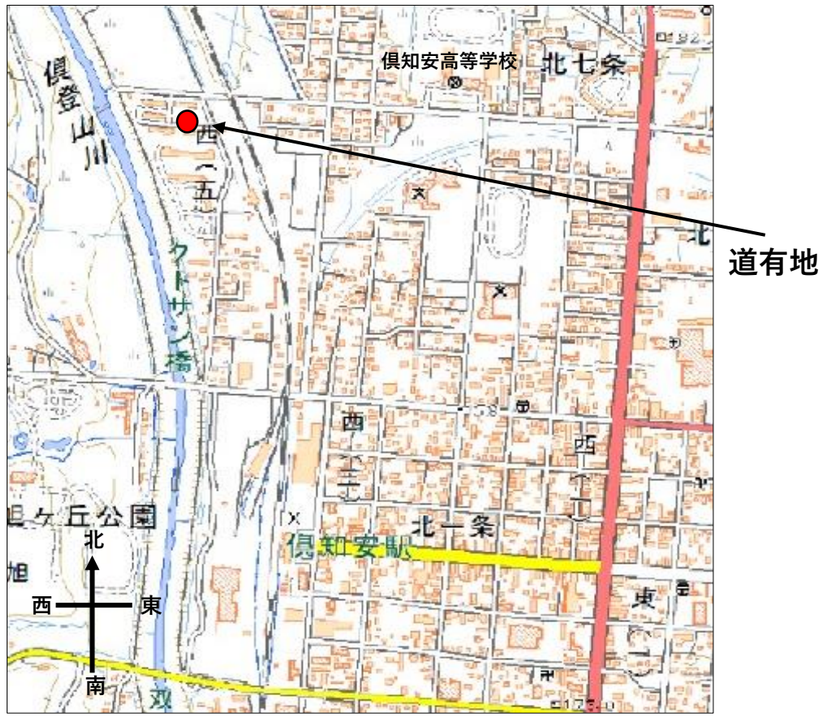

（国土地理院ウェブサイトの図面を加工して作成）

【土地の見取図】

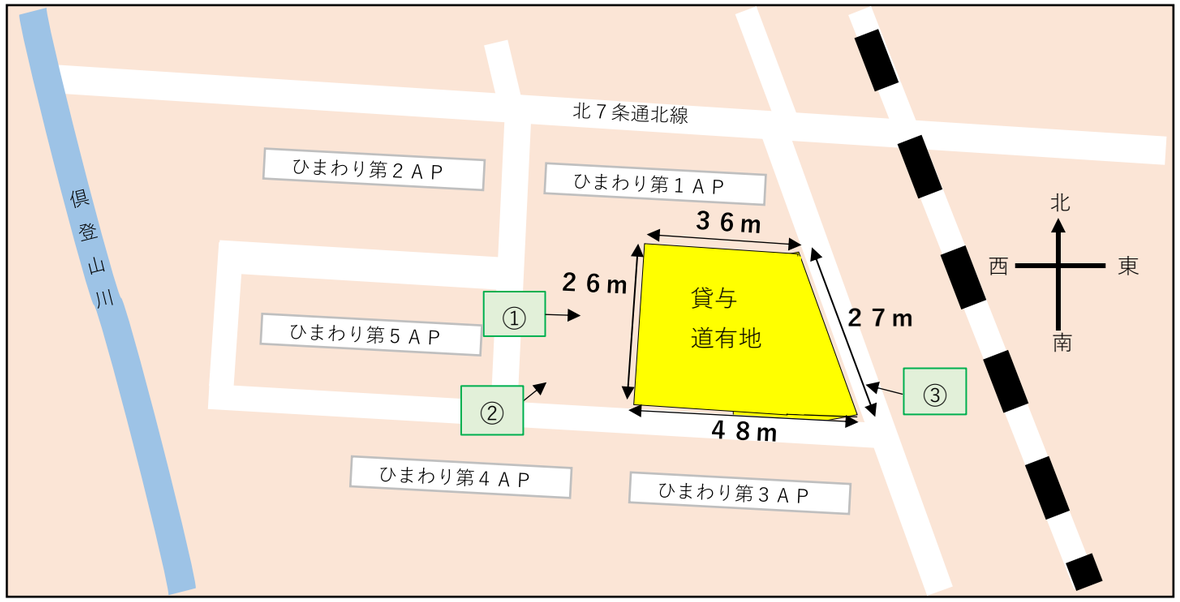

※一辺あたりの長さはおおよその目安です。

（令和４年５月撮影）

表　題　部　（土地の表示）	調製	平成８年１１月２０日	不動産番号	４３３４０００１０５８０１
地図番号	Ｒ２－５２	筆界特定	余白	
所　在	虻田郡倶知安町北六条西五丁目		余白	

①地番	②地目	③地積 ㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
１番	宅地	１３４８３	５３	余白
１番１	余白	１３３０６	５４	①③１番１、１番２に分筆 〔昭和５２年５月１２日〕
余白	余白	１２５８４	６３	③１番１、１番３に分筆 〔昭和５４年１０月２６日〕
余白	余白	１１５８２	０１	③１番１、１番４に分筆 〔昭和６０年５月１６日〕
余白	余白	１０７０２	９４	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和６２年８月２７日〕
余白	余白	余白		昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成８年１１月２０日

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和４１年５月１０日 第１３４４号	所有者　北海道 順位１番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成８年１１月２０日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

（札幌法務局倶知安支局管轄）
令和３年１０月６日
札幌法務局　　登記官　　田　原　邦　寿

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

北6西5-1-1・2

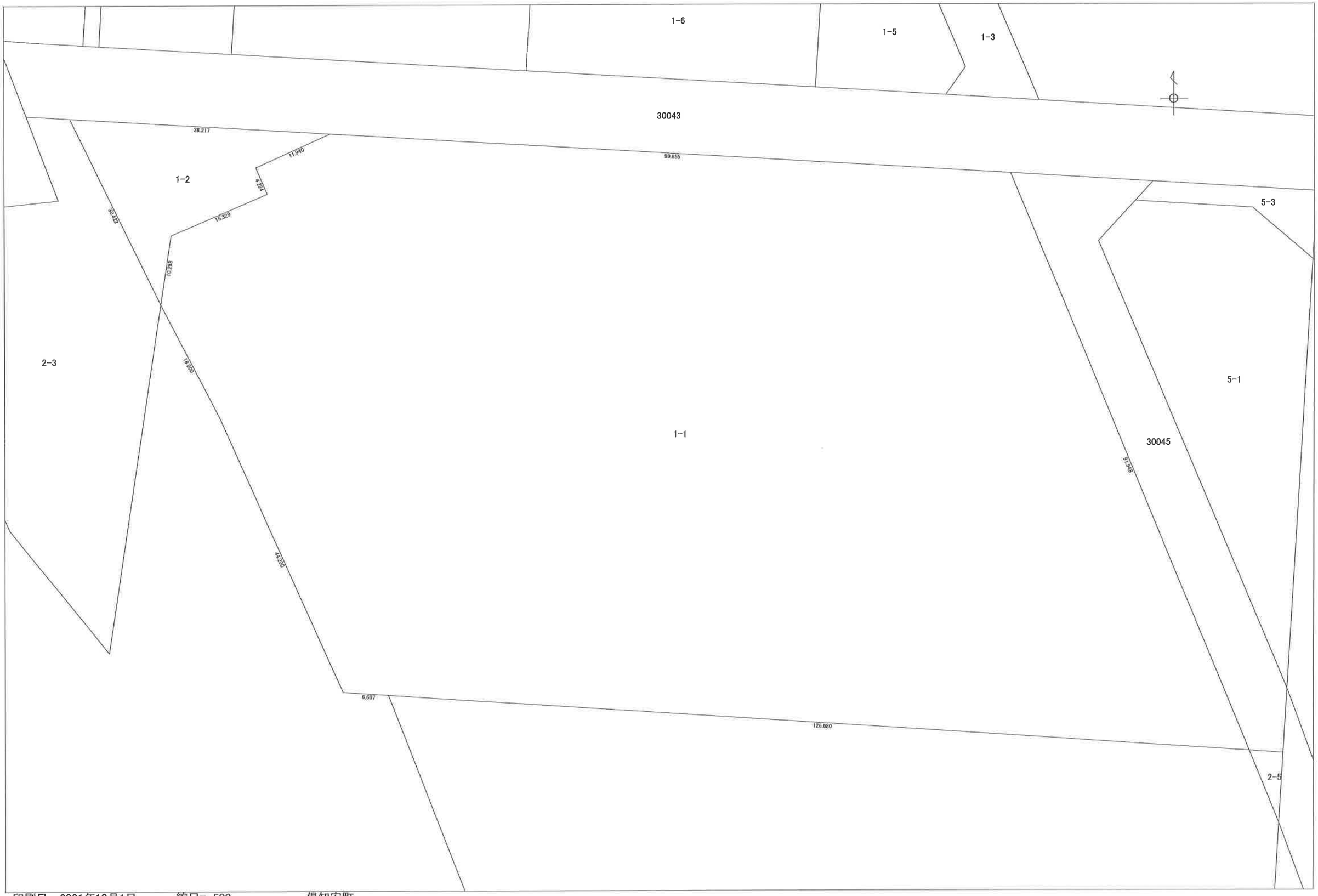

印刷日　2021年10月1日　　縮尺= 500　　倶知安町

調査位置平面図 S=1/600

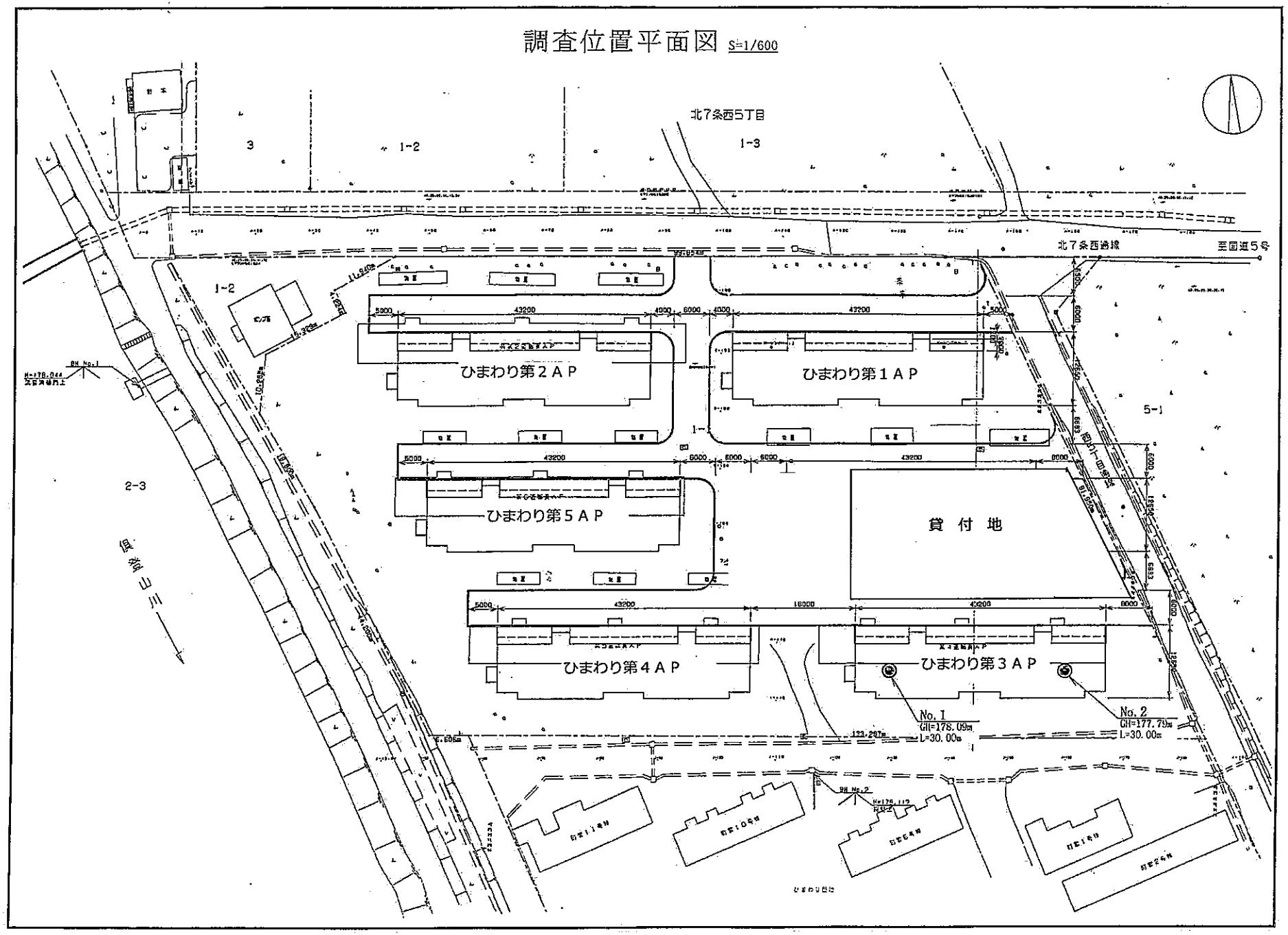

ボーリング柱状図

ひまわり第３ＡＰ

調　査　名　職員住宅建設地地盤調査委託（倶知安Ｃ地区）

ボーリングNo.

事業・工事名

シートNo. 9931035.001

ボーリング名	No.1	調査位置	倶知安町北６条西５丁目			北　緯	
発注機関	北海道			調査期間	平成11年5月27日 ～ 11年7月10日	東　経	
調査業者名		主任技師		現場代理人	コア鑑定者	ボーリング責任者	
孔口標高	178.09m	角度 180° 上 90° 下 0°	方向 北0° 東90° 南180° 西270°	地盤勾配 水平0° 鉛直90°	使用機種	試錐機 利根TDC-1B	ハンマー落下用具 トンビ
総掘進長	30.00m					エンジン ヤンマ－NFD10	ポンプ

孔内水位(m)／測定月日：6/7 1.55

標尺(m)	標高(m)	層厚(m)	深度(m)	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記事
0–0.80	177.29	0.80	0.80	表土	褐			砂質シルト。草根を混在。
–3.10	174.99	2.30	3.10	細砂	褐～灰	非常に緩い		火山灰質。粒径ほぼ均一。少量のシルトを混在。
–4.20	173.89	1.10	4.20	粗砂	灰	中位		φ3～10mmの亜円礫を10%程度混在。砂は粗粒砂で不均一。
–5.70	172.39	1.50	5.70	シルト	灰		軟い	均質。粘性は中～強。
–6.10	171.99	0.40	6.10	腐植土	暗褐			シルト質。火山灰を混在。
–7.90	170.19	1.80	7.90	礫混じり砂	暗灰	中位		φ5～15mmの亜円礫を5～10%混在。礫種は安山岩、凝灰岩等。所どころにシルトの薄層を挟在。
–16.40	161.69	8.50	16.40	シルト	褐灰～灰		軟らかい～中位	7.9～12.6m間、所どころに腐植土の薄層を挟在。粘性は中位。含水が多い。 12.6～14.5m間、全体に砂質を帯びる。粘性は弱い。 14.5～16.4m間 全体に火山灰を混在。14.5m付近に粗粒火山灰の薄層を挟在。
–24.40	153.69	8.00	24.40	火山灰質砂	灰～暗灰	中位～密		16.4～17.4m間、粗粒砂主体で、φ5mm前後の軽石礫，スコリアを少量混在。 17.4～19.5m間、細～中粒砂で、粒径はほぼ均一。 19.4～22.4m間、中～粗粒砂で、粒径は不均一。φ5～10mmの安山岩，凝灰岩等の亜円～亜角礫を少量混在。 22.4～23.0m間、シルト質で粒子は細～微細粒。 23.0～24.4m間、中～粗粒砂で粒径は不均一。φ5mm前後の安山岩，凝灰岩等の亜角礫を少量混在。
24.40–				火山灰	暗灰	中位		粒子は細～中粒。砂質を帯びる。少量の有機物を混在。

標準貫入試験

深度(m)	0～10	10～20	20～30	打撃回数／貫入量(cm)	N値
0.65	1	1	2	4/30	4
0.95–1.65	1/50			1/50	1
2.15–2.65	1/30			1/30	1
2.95–3.65	2	2	3	7/30	7
3.95–4.65	1/20	1		2/30	2
4.95–5.65	1	2	3	6/30	6
5.95–6.65	4	4	4	12/30	12
6.95–7.65	2	2	3	7/30	7
7.95–8.65	1	2	2	5/30	5
8.95–9.65	1	2	2	5/30	5
9.95–10.65	1	2	2	5/30	5
10.95–11.65	1	2	2	5/30	5
11.95–12.65	1	1	2	4/30	4
12.95–13.65	1	2	2	5/30	5
13.95–14.65	2	2	2	6/30	6
14.95–15.65	2	2	3	7/30	7
15.95–16.65	5	6	8	19/30	19
16.95–17.65	4	4	13	21/30	21
17.95–18.65	5	7	12	24/30	24
18.95–19.65	8	10	14	32/30	32
19.95–20.65	13	14	12	39/30	39
20.95–21.65	7	8	18	33/30	33
21.95–22.65	4	6	4	14/30	14
22.95–23.65	14	16	17	47/30	47
23.95–24.65	3	4	5	12/30	12
24.95–25.65	3	4	4	11/30	[illegible]

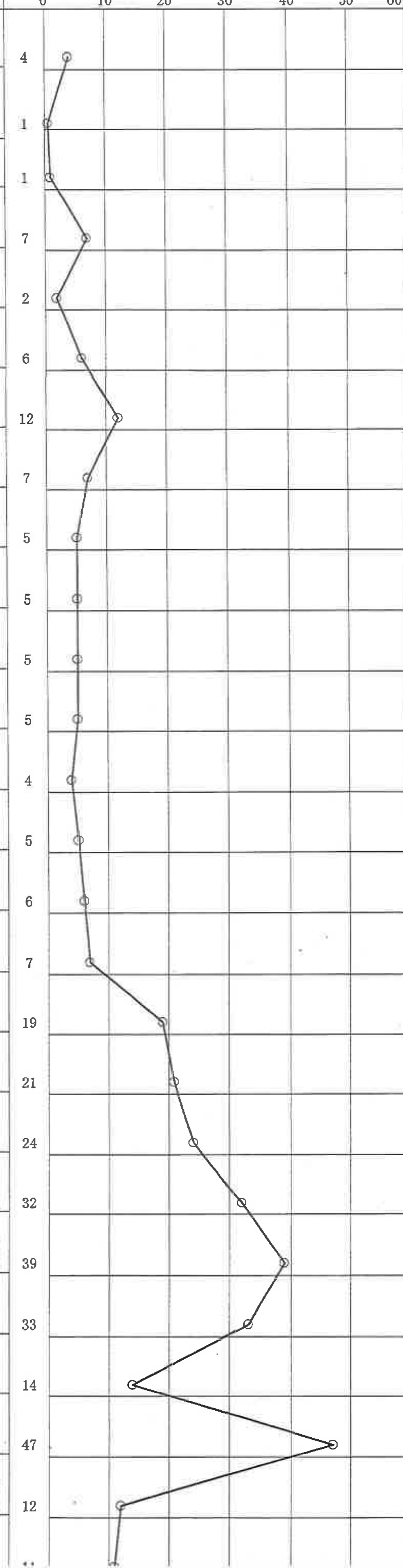

原位置試験　深度(m)　試験名および結果
試料採取　深度(m)　試料番号　採取方法
室内試験（　）
掘進月日　6/7

ボーリング柱状図

ひまわり第３ＡＰ

調　査　名　職員住宅建設地地盤調査委託（倶知安Ｃ地区）

ボーリングNo.

事業・工事名

シートNo. 9931035.002

ボーリング名	No.2	調査位置	倶知安町北６条西５丁目			北緯	
発注機関	北海道			調査期間	平成 11年 5月 27日 ～ 11年 7月 10日	東経	
調査業者名		主任技師		現場代理人		コア鑑定者		ボーリング責任者	
孔口標高	177.79m	角度	180° 上 90° 下 0° 0°	方向	北 0° 270° 西 90° 東 180° 南	地盤勾配	水平 0° 鉛直 90° 0°	使用機種	
総掘進長	30.00m								

試錐機	利根TDC-1B	ハンマー落下用具	トンビ
エンジン	ヤンマーNFD10	ポンプ	

標尺 (m)	標高 (m)	層厚 (m)	深度 (m)	柱状図	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記事
	176.99	0.80	0.80		表土	褐			砂質シルト。火山灰質。
1 2	175.39	1.60	2.40		細砂	茶褐～褐灰	非常に緩い		粒径均一な細砂。 1.6m以深、シルトを多量に混在。
3	174.09	1.30	3.70		粗砂	暗灰～灰褐	中位		φ5mm前後の亜円礫を10%程度混在。 木片，腐植土を多量に混在。
4 5	172.09	2.00	5.70		シルト	灰		中位	火山灰質。ほぼ均質。
	171.89	0.20	5.90		腐植土	暗褐		中位	シルト質。火山灰を混在。
6 7	169.99	1.90	7.80		礫混じり砂	暗灰	中位		φ3～10mmの亜円礫を10%程度混在。礫種は安山岩，凝灰岩等。 砂は細～粗砂で不均一。
8 9 10 11 12 13 14 15 16	161.39	8.60	16.40		シルト	褐灰～灰	軟らかい～中位		7.8～12.3m間、 所どころに腐植土の薄層を挟在。 粘性は中～強。 12.3～16.4m間、 全体に砂質を帯びる。 粘性は弱い。 所どころに火山灰の薄層を介在。
17 18 19 20 21 22 23	154.39	7.00	23.40		火山灰質砂	灰～暗灰	中位～非常に密		16.4～17.3m間、 粗粒砂。不均一。 φ5mm前後の軽石礫，スコリア，凝灰岩等の亜円～亜角礫を少量混在。 17.3～19.6m間、 細粒で均一。軽石礫を少量混在。 19.3m付近にφ60mmの凝灰岩の粗礫を混在。 19.6～21.6間 粗粒砂。不均一。 φ5mm前後の安山岩，凝灰岩等の亜円～亜角礫を少量混在。 21.6～22.4m間、 シルト質。粒子は細～微細粒。 22.4～23.4m間、 粗粒砂。φ5mm前後の安山岩，凝灰岩等の亜角礫を少量混在。
24 25	152.29	2.10	25.50		火山灰	暗褐～褐灰	中位		粒子は細～粗粒で不均一。 軽石礫，腐植土を混在。

孔内水位(m)／測定月日：6/9 1.40

標準貫入試験

深度 (m)	10cmごとの打撃回数 0～10	10～20	20～30	打撃回数／貫入量 (cm)	N値
0.65	1	1	1	3/30	3
0.95 / 1.65	1/30			1/30	1
1.95 / 2.65	1	2	2	5/30	5
2.95 / 3.65	1	1	1	3/30	3
3.95 / 4.65	1	1	2	4/30	4
4.95 / 5.65	2	1	2	5/30	5
5.95 / 6.65	4	4	5	13/30	13
6.95 / 7.65	3	2	2	7/30	7
7.95 / 8.65	1	2	2	5/30	5
8.95 / 9.65	2	2	2	6/30	6
9.95 / 10.65	1	1	2	4/30	4
10.95 / 11.65	1	2	2	5/30	5
11.95 / 12.65	1	1	2	4/30	4
12.95 / 13.65	1	1	2	4/30	4
13.95 / 14.65	1	1	3	5/30	5
14.95 / 15.65	1	2	1	4/30	4
15.95 / 16.65	5	8	7	20/30	20
16.95 / 17.65	8	9	8	25/30	25
17.95 / 18.65	4	5	8	17/30	17
18.95 / 19.65	8	9	8	25/30	25
19.95 / 20.50	16	22	12/7	50/27	56
20.77 / 21.65	4	10	11	25/30	25
21.95 / 22.50	13	16	21	50/30	50
22.80 / 23.65	2	3	3	8/30	8
23.95 / 24.65	3	4	4	11/30	11
24.95 / 25.65	2	3	3	8/30	

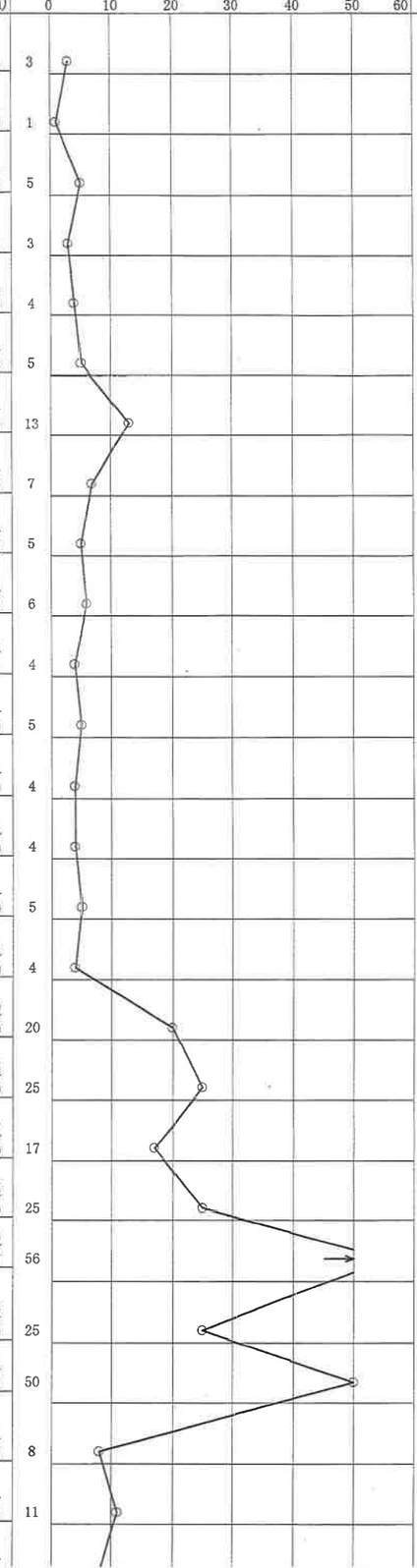

原位置試験 深度 (m)	試験名および結果	試料採取 深度 (m)	試料番号	採取方法	室内試験（ ）	掘進月日
						6/9

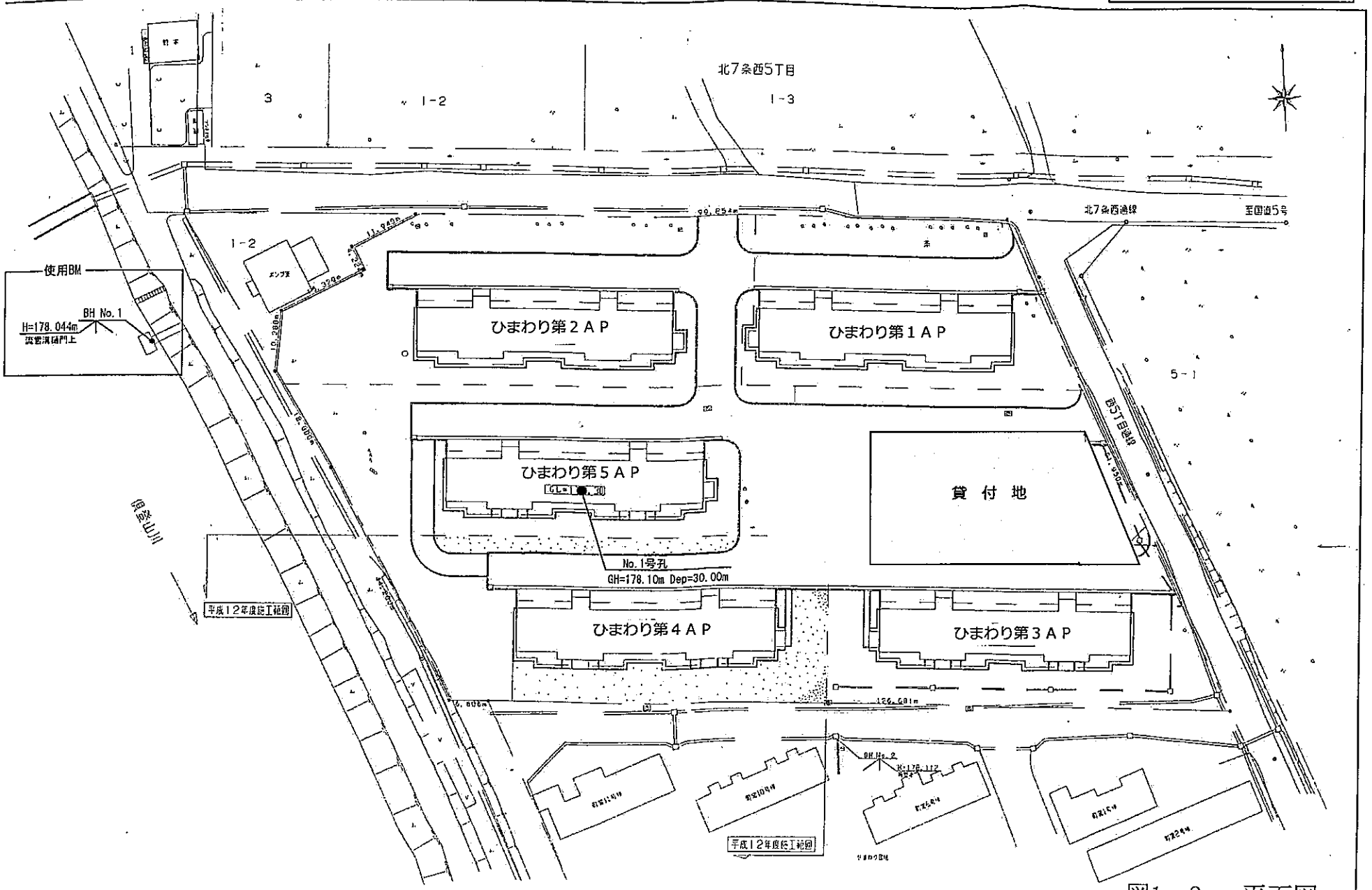

図1 - 2.　平面図

一般計画平面図	1/600	地方職員共済組合職員住宅新築工事(仮称)北6地区	北海道総務部職員厚生課
共通図 整理番号	平成 年 月 日		

調査業者名	ひまわり第５ＡＰ	主任技師		現場代理人		コア鑑定者		ボーリング責任者	
孔口標高	178.10m	角度	180° 上 下 0° 90°	方向	北 0° 270° 西 東 90° 180° 南	地盤勾配	水平 0° 鉛直 90°	使用機種	試錐機 鉱研試錐工業 -1 / エンジン ヤンマー NFD10 / ハンマー落下用具 トンビ / ポンプ
総掘進長	30.00m								

標高 m	層厚 m	深度 m	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記事
177.92	0.18	0.18	盛土	暗茶			レキまじり砂質シルト主体。φ100mm以下の安山岩の亜角レキ～亜円レキ20%程度含有。
175.80	2.12	2.30	砂質シルト	暗茶～黄茶		軟らかい	火山灰質。部分的に数mm単位の葉理発達。粘性弱い。含水量中位。1.45～1.50m、1.90～2.00m 細砂層挟在。
174.95	0.85	3.15	砂	黄茶～赤茶	非常にゆるい		火山灰質粗砂主体。φ2mm以下の軽石10%程度含有。
174.00	0.95	4.10	レキ質土	灰～灰茶	非常にゆるい		火山灰質中レキ～細レキ主体。Maxφ20mmの安山岩や花こう岩の亜角レキ～亜円レキ含む。φ2mm以下の軽石を10%程度含有。3.30～3.40m 腐植土層挟在。
173.35	0.65	4.75	シルト	灰～暗灰		中位	火山灰質。粘性弱い。含水量中位。4.60～4.70m 火山灰質細レキ層（Maxφ20mmの亜円レキを含む）挟在。
172.60	0.75	5.50	腐植土	黒		中位	粘性弱い。含水量中位。腐食木片混入。5.00～5.30m 上位のレキ質土の崩れが混入。
171.10	1.50	7.00	砂	暗茶灰	中位		火山灰質細砂主体。φ2mm以下の軽石20%程度含有。6.20～6.40m シルト層挟在。
165.10	6.00	13.00	粘性土	茶灰～暗灰茶		軟らかい	粘性強い。含水量低～中位。12.70～12.80m 火山灰質粗砂層（φ4mm以下の軽石含む）挟在。部分的にシルト質。
164.35	0.75	13.75	シルト	暗灰茶		中位	火山灰質。粘性弱い。含水量中位。部分的にφ1mm以下の軽石含む。
163.45	0.90	14.65	腐植土	黒		硬い	粘性弱い。含水量中位。腐食木片混入。13.90～14.00m 火山灰質粗レキ層挟在。
162.65	0.80	15.45	シルト	灰茶		中位	火山灰質。粘性弱い。含水量低～中位。部分的にφ5mm以下の軽石含む。
161.90	0.75	16.20	レキまじり細砂	茶灰～暗灰	密な		火山灰質細粒砂主体。φ3mm以下の軽石10%程度含有。15.75～15.85m φ30mmの安山岩の亜角レキを多量に含む。
160.50	1.40	17.60	レキまじり粗砂	暗灰～暗茶	密な		火山灰質粗粒砂主体。φ7mm以下の軽石20～30%程度含有。16.60～16.65m シルト質。16.70～16.85m φ20mmの安山岩の亜円レキを多量に含む。
159.85	0.65	18.25	浮石質粗砂	淡茶～暗茶	中位		火山灰質。φ4mm以下の軽石濃集（50%以上）。
157.85	2.00	20.25	レキまじり粗砂	茶灰～青灰	緩い		火山灰質。φ5mm以下の軽石20%程度含有。粘性弱い。含水量中位。18.25～18.50 シルト質 18.40m～18.50m 腐食物混入。18.75～19.00 シルト質。20.00～20.25 φ20mmの安山岩の亜角レキ～亜円レキを多量に含む。
156.60	1.25	21.50	シルト	茶灰		中位	火山灰質。粘性弱い。含水量中位。
156.35	0.25	21.75	砂質シルト	茶灰		中位	火山灰質。粘性弱い。含水量中位。φ5mm以下の軽石10%程度含有。
149.65	6.70	28.45	火山灰	茶灰～青灰		緩い	変質顕著。軽石まじりシルト状。φ15mm以下の軽石を20%程度含有。φ7mm以下の自形黒雲母含有。
149.40	0.25	28.70	レキ質砂	暗茶		中位	火山灰質粗砂。φ1mm以下の軽石含む。φ10mm以下の安山岩や花こう岩の亜円レキを含む。
148.10	1.30	30.00	火山灰	青灰		緩い	変質顕著。軽石まじりシルト状。φ10mm以下の軽石含有。φ4mm以下の黒雲母、φ4mm以下の斜長石、φ3mm以下の石英含有。29.05～29.30m 火山灰質レキ質砂挟在。

孔内水位／測定月日: 5/12 1.20, 5/10 2.60

標準貫入試験

深度 m	0～10	10～20	20～30	打撃回数／貫入量
0.65～0.95	1/20	1		2/30
1.65～1.95	1	1	1	3/30
2.65～2.97	1/5	1/20	1/7	3/32
3.65～4.00	1/5	2/30		3/35
4.65～4.95	2	4	4	10/30
5.65～5.95	3	7	10	20/30
6.65～6.95	3	3	3	9/30
7.65～7.95	1/5	2/15	2	5/30
8.65～9.00	1/7	2/18	1	4/35
9.65～9.97	1	2/15	1/7	4/32
10.65～11.07	1	2/15	2/17	5/42
11.65～12.06	1	2/14	2/17	5/41
12.65～12.95	3	2	2	7/30
13.65～13.95	1	3	4	8/30
14.65～14.95	3	4	3	10/30
15.65～15.95	5	6	28	39/30
16.65～16.95	13	11	13	37/30
17.65～17.95	3	3	7	13/30
18.65～18.95	3	4	3	10/30
19.65～19.95	3	3	3	9/30
20.65～20.95	7	7	9	23/30
21.65～21.95	4	4	4	12/30
22.65～22.95	3	2	3	8/30
23.65～23.95	2	2	2	6/30
24.65～24.95	1/8	2/15	1/7	4/30
25.65～25.95	2	2	2	6/30
26.65～26.95	4	4	5	13/30
27.65～27.95	2	3	5	10/30
28.65～28.95	4	3	3	10/30
29.65～29.95	2	3	4	9/30

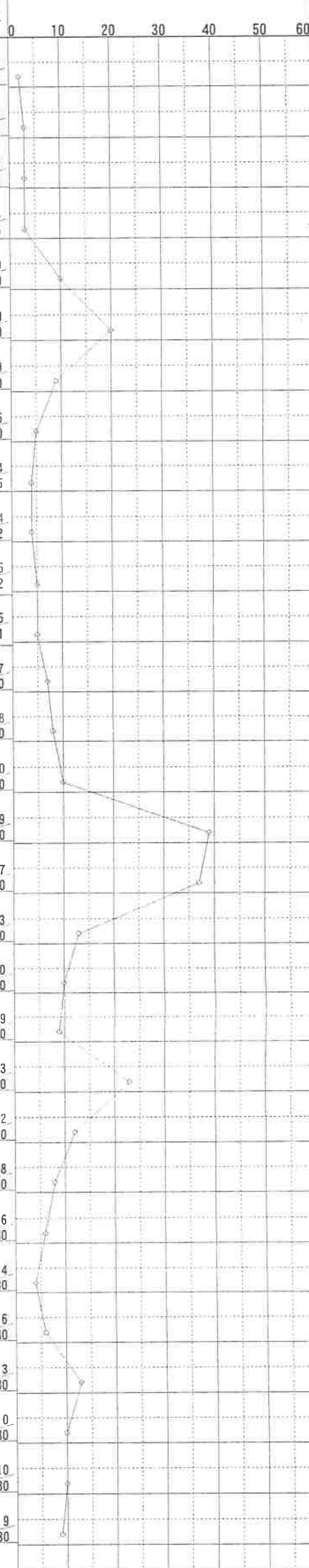

原位置試験 深度 m	試験名及び結果	試料採取 深度 m	試料番号	採取方法	室内試験	掘進月日

（道有地を有償で貸し付けを受ける場合）

土地賃貸借契約書（案）

北海道（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）と連帯保証人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「丙」という。）は、土地の賃貸借について、次のとおり契約する。

（賃貸借）

第１条　甲は、その所有する次の土地を乙に賃貸し、乙は、その土地を賃借する。

(1) 所在及び地番　俱知安町〇〇条〇〇丁目〇

(2) 地　　目　　宅　地

(3) 数　　量　　〇〇〇〇㎡

２　前項に定める数量は別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（用途指定）

第２条　乙は、前条の土地（以下「貸付物件」という。）を北海道職員が入居する住宅用地として、一時的に使用させる目的で、使用するものとし、この用途（以下「指定用途」という。）以外の目的に使用してはならない。

（指定用途に供すべき期日）

第３条　乙は、貸付物件を令和７年（２０２５年）３月２４日（以下「指定期日」という。）までに指定用途に供さなければならない。

２　乙は、やむを得ない理由により指定期日の変更を必要とする場合は、詳細な理由を記載した書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

（指定用途に供すべき期間）

第４条　乙は、貸付物件を指定期日（甲が前条第２項の規定により指定期日の延長を承認したときは、その期日）の翌日から次条第１項の賃貸借の期間満了の日まで、引き続き指定用途に供しなければならない。

（賃貸借期間等）

第５条　貸付物件の賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和　年（　　年）　月　日から　令和　年（　　年）　月　日までとする。

２　乙は、賃貸借期間満了後も引き続き貸付物件を使用しようとするときは、当該賃貸借期間が満了する日の３０日前までに、その旨を書面により甲に通知し、甲の承認を得なければならない。

（貸付料）

第６条　貸付料は、次に掲げるとおりとする。ただし、貸付期間に１年未満の端数があるときには、当該貸付料の額は月割計算によるものとし、月額をもって契約した場合において１月に満たない期間の月があるときには、その月の分は日割計算によるものとする。

年　　度	期　　間	貸 付 料
令和　年度	自 令和　年（　　年）　月　日 至 令和　年（　　年）　月　日	円

年　　度	期　　間	貸 付 料
令和　年度	自 令和　年（　　年）　月　日 至 令和　年（　　年）　月　日	円
令和　年度	自 令和　年（　　年）　月　日 至 令和　年（　　年）　月　日	円

２　前項に規定する期間が満了した後の期間に係る貸付料については、改めて甲から通知する。

（貸付料の納入）

第７条　乙は、前条に定める貸付料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年　　度	納　入　金　額	納入期限
令和　年度	円	令和　年　月　日
令和　年度	円	令和　年　月　日
令和　年度	円	令和　年　月　日
	計　　円	

（貸付料の増額）

第８条　甲は、経済事情の変動があった場合において、第６条第１項の貸付料の額が不適当となったときは、乙に対し、当該貸付料の額の増額を請求することができる。

（契約保証金）

第９条　北海道財務規則（昭和45年規則第30号）第171条第7号及び北海道財務規則の運用について（昭和45年局総第230号）第171条関係第7号の規定により、その納付は免除する。ただし、乙が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を損害金として徴収する。

（転貸等の禁止）

第10条　乙は、甲の承認を得ないで、貸付物件を転貸し、又は貸付物件上に所在する自己の施設に賃借権その他使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

２　乙は、甲の承認を得ないで、この契約により生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。

（使用上の制限）

第11条　乙は、貸付物件を使用しようとするときは、あらかじめ、利用計画を作成し、甲に提出して、その承認を受けなければならない。利用計画を変更しようとする場合も同様とする。

２　乙は、前項の利用計画に基づき、貸付物件を適正に使用するとともに、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

３　貸付物件の使用に伴い事故等が発生したときは、乙は、速やかに甲にその旨を報告するとともに、その責任において処理しなければならない。

４　乙は、甲の承認を得ないで、貸付物件の原状を変更し、貸付物件を改造し若しくは増設し、又は貸付物件以外の施設を新設してはならない。

（災害等の報告）

第12条　乙は、天災その他の理由により貸付物件に異動が生じたときは、速やかに甲にその旨を報告しなければならない。

（必要費等の負担）

第13条　乙は、貸付物件に係る必要費、有益費その他貸付物件の使用に伴い必要とする費用を負担する。

（実地調査等）

第14条 甲は、必要があると認めるときは、貸付物件の使用状況及び第2条の施設の利用状況に関し、 調査し、又は資料の提出若しくは報告を求めることができる。

２　乙は、正当な理由がない限り、前項の調査又は請求を拒んではならない。

（違約金）

第15条　乙は、第６条第１項に定める貸付料の全部又は一部を第７条に定める納入期限までに納入しないときは、当該期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納入額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については、その納入金額を控除した額）につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を甲に納入しなければならない。ただし、違約金額が500円未満であるときは、この限りでない。

２　乙は、前項に定めるもののほか、この契約に定める義務に違反したときは、第６条第１項に定める貸付料の10.75パーセントに相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

（解除）

第16条　甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(2) 乙が第２条から第４条までの規定に違反したとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時賃貸借契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4) その他乙がこの契約上の義務を履行しないとき。

（貸付物件の返還）

第17条　賃貸借期間が満了したとき又は甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、貸付物件を原状に回復して甲の指定する日までに甲に返還しなければならない。

（損害賠償）
第18条　乙は、その責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
（必要費等の請求権の放棄）
第19条　乙は、賃貸借期間が満了した場合又は第16条の規定によりこの契約が解除された場合において、貸付物件について支出された必要費、有益費その他の費用があっても、これを甲に対し請求しないものとする。
（契約の費用）
第20条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。
（連帯保証）
第21条　丙は、この契約のすべてを承認し、甲に対して、乙と連帯して債務の履行の責めを負うものとする。
２　乙は、丙が民法（明治29年法律第89号）第450条第１項に定める資格を欠くに至ったときは、遅滞なく、新たに連帯保証人を立てなければならない。
（管轄裁判所）
第22条　この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。
（契約に定めのない事項）
第23条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。
（信義誠実の原則の遵守）
第24条　甲、乙及び丙は、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

この契約を証するため、本書を３通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年（　　年）　　月　　日

甲　　北海道
　　北海道知事

乙

連帯保証人　　丙